

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階大会議室

○議事日程

平成29年7月7日（金曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 議案第6号 農地の買受適格証明に対する意見について
- (8) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員（30名）

3番 佐藤 久雄 君	4番 早川 清治 君	6番 佐藤 善一 君
7番 清水 宗夫 君	8番 兼村 正美 君	9番 石木 治男 君
10番 後藤 利彦 君	11番 大澤 慶一 君	12番 八木 豊明 君
13番 杉山 徳成 君	14番 村井 由和 君	15番 山田 晴重 君
16番 亀山 浩 君	17番 安田 孝義 君	18番 篠田 泰道 君
19番 横井 文雄 君	20番 中島 利彦 君	21番 増井 賢一 君
22番 加藤政比古 君	23番 土屋 尊史 君	25番 野村 茂 君
26番 長屋 芳成 君	27番 日置 香 君	29番 相宮 千秋 君
30番 永井 博光 君	31番 岡田 忠敏 君	32番 伊佐地鐵夫 君
33番 川村 信子 君	34番 漆畑 和子 君	35番 岩田 幸子 君

○欠席委員（2名）

1番 早川 英雄 君 2番 早川 誠一 君

○委員以外の出席者

経済部長	永田 千春 君	農業委員会事務局長	西部 成敏 君
農業委員会事務局課長補佐	長屋 正彦 君	農業委員会主任主査	田口 旭 君
農業委員会事務局係長	渡辺 初美 君	洞戸事務所係長	山田 喜一 君
板取事務所係長	長尾 直志 君	武芸川事務所課長補佐	桜井 伸一 君
武儀事務所主任主査	丸山 典浩 君	上之保事務所主事	大野 千春 君

○事務局課長補佐（長屋正彦君）それでは、只今より農業委員会を始めさせていただきます。
初めに、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。初めに佐藤会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（佐藤善一君）3年間の任期の最後の総会となりました。3年間のその締めくくりの総会にご出席をいただきましてありがとうございます。健康第一でおれたら良かったのですが、自分の不摂生により最後までしっかりと任期を遂行することが出来なかったことを、悔やんでおります。皆様方にはご迷惑をお掛けしましたことをお詫び申し上げます。そしてまた、今回の任命制になりまして、初めての農業委員にこの中から10名残っていただけますことはうれしい事です。その方たちには色々とこれからもお願いする事があると思います。新しい執行部と一緒にしっかりと任務を遂行していただきますようお願いいたします。熱い時期となりました、熱中症には気を付けていただき、頑張ってくださいと思います。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）続きまして、経済部長の永田がご挨拶申し上げます。

○経済部長（永田千春君）任期最後の総会という事ですが、皆様方には3年間、農業振興のために農業委員として任務を遂行していただき誠にありがとうございました。また、制度改正に伴い引き続き新農業委員として勤めていただきます方、そして今回で農業委員を降りられる方、今後とも農業振興や農業委員制度についてご指導ご鞭撻いただきますようお願い申し上げます。

さて今日は、24節季の一つ小暑で七夕でもあります。暑中お見舞い申し上げますという挨拶が似合う季節になりましたが、一方では台風の子節であり、九州の方では大変な被害を受けておる所であり、お見舞い申し上げます。福岡県朝倉市、日田市、うきは市という所は、関市と同様に鶏飼をやっておる所でもあります。15自治体があり、その中で災害の支援協定を結んでおります。現在情報収集中ですが何か要請があればご支援をさせていただければと思っておりますし、被害が少しでも小さいことを願っております。皆様方には、熱い季節になりますので、ご自愛いただき、農業等いそしんでいただければと思います。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）本日の、欠席委員のご報告をさせていただきます。

1番早川英雄委員、2番早川誠一委員の2名が欠席でございます。

○議長（佐藤善一君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。7番清水委員、9番石木委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。

議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は1ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、肥田瀬地内、富岡公民センターの西南西170mほどに位置する農振農用地区域外である登記地目田、現況地目畑3筆1, 154㎡。使用借人は、申請地を借り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。使用貸人は、使用借人の申し出に応じ貸し付けるというもの。

6月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

2番の案件 位置図は2ページになります。

所有権移転 申請地は、志津野地内、富野中学校の南150mほどに位置する農振農用地区域外である田1, 100㎡、畑3筆1, 066㎡。譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、高齢のため営農が困難であり、後継者も不在であるため、譲受人の申

し出に応じ譲り渡すというもの。

6月20日に現地確認をしたところ、田、畑で農地性有りと確認しています。

3番の案件 位置図は3ページになります。

所有権移転 申請地は、倉知地内、山崎公民館の西南西170mほどに位置する農振農用地区域外である田4筆1,239㎡。譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、急にお金が必要となったため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。4番の案件と同時許可になります。

6月20日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

4番の案件 位置図は4ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、下有知地内、関有知高校の東200mほどに位置する農振農用地である田3,381㎡。使用借人は、申請地を借り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。使用貸人らは、農業経営が困難なため、使用借人の申し出に応じ貸し付けるというもの。3番の案件と同時許可になります。

6月20日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

5番の案件 位置図は5ページになります。

所有権移転 申請地は、小瀬地内、小瀬南公民センターの東北東140mほどに位置する農振農用地区域外である畑304㎡の内124㎡。譲受人は、自宅に隣接した申請地の一部を譲り受け、家庭用野菜を栽培したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。

6月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

6番の案件 位置図は6ページになります。

所有権移転 申請地は、小瀬地内、瀬尻小学校の南東350mほどに位置する農振農用地区域外である田3筆663㎡。畑20㎡。譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人らは、居住地が遠方のため、適切な農地の管理ができないため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。

6月19日に現地確認をしたところ、田、畑で農地性有りと確認しています。

7番の案件 位置図は7ページになります。

所有権移転 申請地は、富之保地内、武儀倉集会所の北西1,230mほどに位置する農振農用地区域外である畑93㎡。譲受人は、富加町に居住しているが、申請地に隣接する宅地及び家屋を買い受けて別荘として利用するため、申請地を譲り受け、野菜畑として利用するというもの。譲渡人は、農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。

6月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

8番の案件 位置図は8ページになります。

所有権移転 申請地は、洞戸片地内、片集会所の南東90mほどに位置する農振農用地である畑109㎡。譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。

6月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

以上、所有権移転に関するもの6件、使用貸借権の設定に関するもの2件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員から意見をお聞きします。

1番の案件について、2番の早川誠一委員で本日欠席ですが異議なしとのことでした。

2番の案件については、私ですが異議ありません。

○7番（清水宗夫君）3番、4番の案件について、異議ありません。

○10番（後藤利彦君）3番の案件について、異議ありません。

○12番（八木豊明君）4番の案件について、異議ありません。

○13番（杉山徳成君）5番、6番の案件について、異議ありません。

- 19番（横井文雄君）7番の案件について、異議ありません。
- 25番（野村茂君）8番の案件について、異議ありません。
- 議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。
（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第1号の8件を原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は5ページからになります。

1番の案件 位置図は、9ページになります。

申請地は、東田原地内、大杉公民館の北北東290mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地2筆97㎡。申請人は、申請地の北側に農地を所有し耕作するとともに、申請地西側の土地を娘夫婦の住宅敷地として提供している。申請地の付近は、農業排水路改築工事、国道248号バイパス工事への用地協力により、自己所有地への乗り入れが不便なため、自己所有農地及び宅地への進入路としたいというもの。

6月20日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設、公共施設等が連担する区域に近接するおおむね10ha未満の農地等に該当するため、第2種農地と判断します。

2番の案件 位置図は、10ページになります。

申請地は、志津野地内、富野中学校の南150mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地2筆94㎡。登記地目畑、現況地目道路敷3筆43㎡。申請人は、申請地の東側に居宅があり、家族が増え手狭となったため、申請地に一般個人住宅（離家）を建築し、利用してきたというもの。また、自宅への進入路として利用してきたというもの。

6月20日に現地確認をしたところ、宅地、道路敷であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。

3番の案件ですが、農振除外が出来ていないため今回審議から外させていただきます。

4番の案件 位置図は、12ページになります。

申請地は、洞戸大野地内、下洞戸活性化センターの北西60mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地432㎡。申請人は、申請地の北側隣接地に居住しているが、道路に面していないため、申請地を宅地への通路・駐車場・倉庫として利用してきたというもの。

6月19日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。

5番の案件 位置図は、13ページになります。

申請地は、武芸川町八幡地内、武芸川事務所の南東270mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地173㎡。申請人は、申請地の隣接地に居住しているが、敷地が手狭なため、申請地に車庫・倉庫を建築し、利用してきたというもの。

6月19日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。

6番の案件 位置図は、14ページになります。

申請地は、武芸川町宇多院地内、宇多院公民館の南東400mほどに位置する登記地目田2筆894㎡の内394㎡。申請人は、電気工事業を営んでおり、事業経営が向上したことで、資材や事業用自動車が増えたため、申請地に隣接する資材、車両置き場では、手狭になったため、申請地と

一体で利用したいというもの。隣接農地の承諾書の添付があります。

6月19日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しております。農地の区分は、住宅、事業施設、公共施設等が連担する区域に近接するおおむね10ha未満の農地等に該当するため、第2種農地と判断します。議案の備考欄に農振除外許可予定と記載のある1番、4番、6番の案件につきましては、昨年11月7日の総会において、平成28年度の農振除外をみなさんに審議していただきましたものです。農振の地区部会、農業委員会総会、農振全体会、中濃農林事務所との管理部会が開かれ、農務課から内示が出されており、意見がない限り許可されるものと判断できるため、農地転用申請を受け付けたものです。7月6日に農振除外の告示がされましたので、許可済みとなっております。

以上5件について、ご審議をお願いします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○3番（佐藤久雄君）1番の案件について、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）2番の案件について、私の担当ですが異議ありません。

○25番（野村茂君）4番の案件について、異議ありません。

○29番（相宮千秋君）5番の案件について、異議ありません。

○35番（岩田幸子君）6番の案件について、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の6件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は8ページからになります。

1番の案件 位置図は、15ページになります。

所有権移転 申請地は、鋳物師屋笠屋土地区画整理事業施行地内、天神公民センターの南南西130mほどに位置する登記地目田263㎡、現況地目宅地仮換地面積194㎡。譲受人は、現在賃貸住宅に居住しているが、申請地を譲り受けて、一般個人住宅を建築するというもの。譲渡人は、申請地を分譲用宅地に造成したもので、譲受人の申し手に応じ売り渡すというもの。

6月20日に現地確認をしたところ、宅地と確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。なお、本案件及び2番の案件につきましては、平成29年2月28日付けで農地法5条の許可を受け、許可目的を達成しているが、仮換地中のため登記地目が農地から宅地に変更できないため、今回申請するものであります。

2番の案件 位置図は、16ページになります。

所有権移転 申請地は、鋳物師屋笠屋土地区画整理事業施行地内、天神公民センターの南南西150mほどに位置する登記地目田315㎡、現況地目宅地仮換地面積233㎡。譲受人は、現在居住している住宅が老朽化したので、申請地を譲り受けて、一般個人住宅を建築するというもの。譲渡人は、申請地を分譲用宅地に造成したもので、譲受人の申し手に応じ売り渡すというもの。

6月20日に現地確認をしたところ、宅地と確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

3番の案件 位置図は、17ページになります。

所有権移転 申請地は、肥田瀬地内 富岡公民センターの北北西180mほどに位置する畑1、

053㎡。譲受人は、太陽光発電事業を営む業者で、申請地を譲り受けて、太陽光発電施設として利用したいというもの。譲渡人は、管理が困難なため、譲受人の申し手に応じ譲り渡すというもの。

6月20日に現地確認をしたところ、農地性有と確認しています。農地の区分は、中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断します。

なお、1,000㎡を超えるため関市開発要綱について協議中です。

4番の案件 位置図は、18ページになります。

所有権移転 申請地は、大杉地内 大杉公民館の南530mほどに位置する畑361㎡。譲受人らは、現在各務原市に住んでいるが、関市に移り住むため、妻の弟から申請地を譲り受けて、一般個人住宅を建築するというもの。譲渡人は、営農が困難なため、譲受人の申し出に応じ、贈与するというもの。

6月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

5番の案件 位置図は、19ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、大杉地内大杉公民館の東210mほどに位置する登記地目畑、現況地目畑一部雑種地250㎡。使用借人は、申請地西側で居住しているが、長男家族に子どもが生まれ、住居が手狭になり、また車庫や物置を設置するスペースがないため、兄より申請地を借り受けて、一般個人住宅、車庫、物置として利用したいというもの。使用貸人は、弟の申し出に応じ貸し付けるというもの。

6月19日に現地確認をしたところ、一部雑種地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。貸借の期間は、許可日から30年間としています。

6番の案件 位置図は20ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は、迫間地内、上迫間公民館の北東270mほどに位置する登記地目田現況地目原野505㎡。登記地目田、現況地目山林337㎡。賃借人は、砂利採取販売業を営む業者で、碎石を採取するため、計画区域内にある申請地も含めて借り受けたというもの。賃貸人らは、現在耕作していないため、賃借人の申し出に応じ貸し付けるというもの。

6月20日に現地確認をしたところ、原野、山林であったため始末書の添付があります。農地の区分は、中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断します。本件は一時転用で、賃貸借の期間は、許可日から2年間としています。

7番の案件 位置図は、21ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は、迫間地内岐阜県畜産研究所の南150mほどに位置する田4筆3,531㎡。登記地目畑、現況地目宅地2筆1,776㎡。賃借人は、土・資材製造販売業を営む業者で、扱ひ量が増えたことで、碎石加工品置場が不足しているため、申請地を譲り受けて、事務所、碎石加工品のストックヤードとして利用したいというもの。賃貸人らは、後継者がいないので、農業経営の縮小のため、賃借人の申し出に応じ貸し付けるというもの。

6月20日に現地確認をしたところ、田は農地性有りと確認しているが、畑は宅地となっていたため、始末書の添付があります。農地の区分は、中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断します。賃貸借の期間は、許可日から20年間としています。なお、1,000㎡を超えるため関市開発要綱と同時許可になります。

8番の案件 位置図は、22ページになります。

所有権移転 申請地は、神野地内本郷集会所南西180mほどに位置する田995㎡。譲受人は、近年副業として、個人で太陽光発電事業を各地で展開しており、今回申請地を譲り受けて、太陽光発電施設として利用したいというもの。譲渡人は、営農が困難であるため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。隣接農地の承諾書の添付があります。

6月19日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設、公共施設等が連担する区域に近接するおおむね10ha未満の農地等に該当するため、第2種農地と判断します。

9番の案件 位置図は、23ページになります。所有権移転申請地は、西神野地内富野小学校の北西270mほどに位置する田2筆572㎡。譲受人は、申請地の隣地に太陽光発電施設を設置しており、施設の拡大のため申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、耕作が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。

6月19日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設、公共施設等が連担する区域に近接するおおむね10ha未満の農地等に該当するため、第2種農地と判断します。

10番の案件 位置図は、24ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、志津野地内富野中学校の北西60mほどに位置する田903㎡。使用借人は、各地で太陽光発電事業を行っており、事業の拡大のため、父から申請地を無償で借り受けて、太陽光発電施設として利用したいというもの。使用貸人は、病気のため、耕作が困難であるため、息子の申し出に応じ貸し付けるというもの。隣接農地の承諾書の添付があります。

6月19日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設、公共施設等が連担する区域に近接するおおむね10ha未満の農地等に該当するため、第2種農地と判断します。貸借の期間は、許可日から20年間としています。

11番の案件 位置図は、25ページになります。

所有権移転 申請地は、稲口地内桜台西公民センターの北北西330mほどに位置する田2,112㎡。譲受人らは、親族が経営する社会福祉法人及び医療法人施設関係者の駐車場が不足しているため、申請地を譲り受けて、貸駐車場とするもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。

6月20日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。なお、1,000㎡を超えるため関市開発要綱と同時許可になります。

12番の案件 位置図は、26ページになります。

所有権移転 申請地は、南貸上地内関市文化会館の西75mほどに位置する畑123㎡。譲受人は、建設会社を営んでいるが、事業の拡大に伴い使用する資材の保管場所が必要となったため、申請地を譲り受けて、資材置場として利用したいというもの。譲渡人は、営農が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。

6月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。隣接農地の承諾書の添付があります。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

13番の案件 位置図は、27ページになります。

所有権移転 申請地は、西本郷通7丁目地内関市総合斎苑わかくさの東380mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地335㎡。譲受人は、申請地の西側、南側で電気機器製造業を営んでいるが、現在の駐車場が手狭であるため、申請地と譲り受けて駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、居住地が遠方であることから、農地の管理が困難であるため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。

6月20日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書の添付があります。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

14番の案件 位置図は、28ページになります。

所有権移転 申請地は、倉知地内関商工の南東120mほどに位置する登記地目田、現況地目原野805㎡。登記地目田、現況地目山林67㎡。譲受人は、申請地の北側で金属加工業を営んでおり、申請地を譲り受けて、工事敷地として、申請地と付近の土地を一体利用したいというもの。譲渡人らは、多忙により農地を適切に管理することが困難であるため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。

6月20日に現地確認をしたところ、原野、山林であったため、始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。事業計画変更の1番の案件と同時許可になります。

15番の案件 位置図は、29ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は、山王通1丁目地内十三塚公民センターの南東90mほどに位置する畑2筆841㎡。賃借人は、飲食店経営を営んでいる業者で、申請地を借り受けて、飲食店を建築したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じ、申請地を貸し付けるといふもの。隣接農地の承諾書の添付があります。

6月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

16番の案件 位置図は、30ページになります。

所有権移転 申請地は、北福野町3丁目地内西部公民センターの東隣に位置する田231㎡。譲受人らは、賃貸住宅に居住しているが、手狭になったため、申請地を譲り受けて一般個人住宅を建築したいというもの。譲渡人は、申請地が自宅から離れた住宅地にあるため、耕運機の運搬等不便で、耕作しづらい状況であったので、自宅近くに農地を取得したことから、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。

6月20日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

17番の案件 位置図は、31ページになります。

所有権移転 申請地は、北福野町3丁目地内西部公民センターの東15mに位置する田218㎡。譲受人は、賃貸住宅に居住しているが、手狭になったため、申請地を譲り受けて一般個人住宅を建築したいというもの。譲渡人は、申請地が自宅から離れた住宅地にあるため、耕運機の運搬等不便で、耕作しづらい状況であったので、自宅近くに農地を取得したことから、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。

6月20日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

18番の案件 位置図は、32ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は、富之保地内武儀東小学校の北東420mほどに位置する畑3筆722㎡。登記地目宅地、現況地目畑326.35㎡。賃借人は、太陽光発電事業を行っている業者で、申請地を借り受けて、太陽光発電施設として利用したいというもの。賃貸人らは、遠方に住んでいる。また高齢により耕作を行うことが困難なため、賃借人の申し出に応じ貸し付けるといふもの。隣接農地の承諾書の添付があります。

6月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。なお、1,000㎡を超えるため関市開発要綱について協議中です。

19番の案件 位置図は、33ページになります。

所有権移転 申請地は、富之保地内武儀倉集会所北西1230mに位置する畑216㎡。譲受人は、隣地に居住し建築業をしているが、宅地の有効から庭先を広げたい。また事業用トラック置き場としたいので、申請地を譲り受けて庭・駐車場したいというもの。譲渡人は、農地として管理ができないため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。

6月19日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

20番の案件 位置図は、34ページになります。

所有権移転 申請地は、上之保地内上之保生涯学習センターの北西270mに位置する登記地目畑、現況地目雑種地6筆213.89㎡。譲受人は、お寺で、申請地の北側に土葬時代からの墓地があるが、檀家が高齢化し、墓参りの際に急傾斜を昇り降りすることが困難になってきたため、申請地を無償で譲り受けて墓地にしたいというもの。譲渡人らは、譲受人の申し出に応じ寄付すると

いうもの。

6月19日に現地確認をしたところ、墓地となっていたため、始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

21番の案件 位置図は、35ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、洞戸栗原地内栗原集会所の北東200mほどに位置する畑343㎡。使用借人は地域委員会で、申請地の周辺は、夏季になると川遊びなどのレジャー客が多数訪れる。その客らの車が周辺道路に違法に駐車されるため、交通安全、周辺生活の支障となっている。その解消のため、地域委員会事業として、申請地を借り受けて、駐車場として利用したいというもの。使用貸人は、使用借人の申し出に応じ貸し付けるというもの。隣接農地の承諾書の添付があります。

6月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。農地の区分は、農振農用地です。本件は一時転用で、貸借期間は許可の日から3年間となっています。

22番の案件 位置図は、36ページになります。

所有権移転 申請地は、洞戸小坂地内中濃消防組合洞戸出張所の南西270mに位置する登記地目田、現況地目雑種地2筆1、043㎡。譲受人は、建設業を営む業者で、申請地を譲り受けて太陽光発電施設として利用したいというもの。譲渡人らは、農地として管理ができないため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。隣接農地の承諾書の添付があります。

6月19日に現地確認をしたところ、雑種地となっていたため、始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設、公共施設等が連担する区域に近接するおおむね10ha未満の農地等に該当するため、第2種農地と判断します。

23番の案件 位置図は、37ページになります。

所有権移転 申請地は、武芸川町小知野地内小知野公民館の南45mに位置する畑742㎡。譲受人は自治会で、現在の地区公民館の老朽化のため改築が必要であるが、現在の敷地が土砂災害危険区域に指定されているため、申請地を譲り受けて地区公民館を建築したいというもの。譲渡人は、遠隔地に居住しており、管理が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。隣接農地の承諾書の添付があります。

6月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設、公共施設等が連担する区域に近接するおおむね10ha未満の農地等に該当するため、第2種農地と判断します。

24番の案件 位置図は、38ページになります。

所有権移転 申請地は、武芸川町平地内平区公民館の南西390mに位置する畑733㎡。譲受人は建築業を営む業者で、申請地を譲り受けて事業用の資材置き場としたいというもの。譲渡人は、高齢のため耕作が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。隣接農地の承諾書の添付があります。

6月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設、公共施設等が連担する区域に近接するおおむね10ha未満の農地等に該当するため、第2種農地と判断します。事業計画変更の2番の案件と同時許可になります。

25番の案件 位置図は、39ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、武芸川町跡部地内道の駅むげ川の南西100mほどに位置する畑827㎡の内、499㎡。使用借人は、祖父より申請地を借り受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人である孫の申し出に応じ貸し付けるというもの。

6月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。貸借期間は許可の日から50年間となっています。

26番の案件 位置図は、40ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、武芸川町高野地内武芸川郵便局の北90mほどに位置する田502㎡。使用借人は金型製造加工業を営む業者で、事業の拡大に伴い工場の拡張が必要になったため、

父より申請地を借り受けて、工場を建築したいというもの。使用貸人は、営農が困難であるため、使用借人の申し出に応じ貸し付けるというもの。隣接農地の承諾書の添付があります。

6月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。貸借期間は許可の日から30年間となっています。

27番の案件 位置図は、41ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、武芸川町谷口地内森本公民館の西290mほどに位置する登記地目田、現況地目畑498㎡。使用借人は、現在アパートに居住しているが、子どもも大きくなり手狭になったため、父より申請地を借り受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人の申し出に応じ貸し付けるというもの。隣接農地の承諾書の添付があります。

6月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。貸借期間は許可の日から10年間となっています。

28番の案件 位置図は、42ページになります。

所有権移転 申請地は、武芸川宇多院地内宇多院公民館の南東90mに位置する畑479㎡。譲受人は、現在岐阜市でアパートに居住しているが、申請地を譲り受けて一般個人住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。隣接農地の承諾書の添付があります。

6月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

29番の案件 位置図は、43ページになります。

所有権移転 申請地は、武芸川宇多院地内宇多院公民館の東330mに位置する田635㎡。登記地目宅地、現況地目畑329.47㎡。譲受人は、太陽光発電事業を行っている業者で、申請地を譲り受けて、太陽光発電施設として利用したいというもの。譲渡人は、営農が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。

6月19日に現地確認をしたところ、田、畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

以上、所有権移転に関するもの19件、使用貸借権の設定に関するもの6件、賃貸借権の設定に関するもの4件、計29件。その内、5番、9番、10番、11番、20番、23番、25番、26番、27番、28番の10件の案件につきましては、農振除外許可予定案件であります。

また、先月の5条申請された8番、9番、10番、14番の案件につきましても、農振除外予定案件でありましたので、農振除外と同時許可となります。

ご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

1番、2番の案件は1番の早川英雄委員の代理の2番の早川誠一委員ですが本日欠席で、異議ありませんとのことでしたし、3番の案件についても異議ありませんとのことでした。

○3番（佐藤久雄君）4番、5番の案件について、異議ありません。

○4番（早川清治君）6番、7番の案件について、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）8番、9番、10番の案件について、私の担当ですが異議ありません。

○7番（清水宗夫君）11番の案件について、異議ありません。

○8番（兼村正美君）12番、13番の案件について、異議ありません。

○10番（後藤利彦君）14番の案件について、異議ありません。

○13番（杉山徳成君）15番、16番、17番の案件について、異議ありません。

○19番（横井文雄君）18番、19番の案件について、異議ありません。

○23番（土屋尊史君）20番の案件について、異議ありません。

○25番（野村茂君）21番、22番の案件について、異議ありません。

○29番（相宮千秋君）23番、24番の案件について、異議ありません。

- 30番（永井博光君）25番、26番の案件について、異議ありません。
- 35番（岩田幸子君）27番、28番、29番の案件について、異議ありません。
- 議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の29件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

- 事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は21ページになります。

1番の案件 位置図は44ページになります。

所有権移転 事業者、転用目的変更。申請地は、倉知地内関商工の南東120mほどに位置する登記地目田、現況地目原野805㎡。当初事業計画者は、平成15年4月28日に事業計画変更の承認を受け、植林を計画したが、植林した木々が生長しないなど計画が滞っていたというもの。変更後の事業計画者は、申請地の北側で金属加工業を営んでいるが、事業の拡大のため、申請地を譲り受けて、申請地付近の土地と併せて、自社工場敷地として利用したいというもの。

6月20日に現地確認をしたところ、原野であると確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。5条申請の14番の案件と同時許可となります。

2番の案件 位置図は45ページになります。

所有権移転 事業者、転用目的変更。申請地は、武芸川町平地内平区公民館の南西390mに位置する畑733㎡。当初事業計画者は、平成5年3月2日に5条許可を受け、一般個人住宅の建築を計画していたが、資金繰りが予定どおりにならず、事業の大幅な遅れにより、事業そのものの必要がなくなり中止していたというもの。変更後の事業計画者は、建築業を営む業者で、申請地を譲り受けて事業用の資材置き場としたいというもの。

6月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設、公共施設等が連担する区域に近接する、おおむね10ha未満の農地等に該当するため、第2種農地と判断します。5条申請の24番の案件と同時許可となります。

以上2件のご審議をお願いいたします。

- 議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

- 10番（後藤利彦君）1番の案件について、異議ありません。

- 29番（相宮千秋君）2番の案件について、異議ありません。

- 議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号の2件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号 農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

- 事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められた

ので、意見を求めます。

議案は22ページからになります。

賃貸借権の設定に関するものについて、新規18筆、9件。更新8筆、2件。使用貸借権の設定に関するものについて、新規75筆、26件の承認を求められております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地目は、田が、80筆66, 227㎡、畑が、21筆6, 293㎡。地区は、下白金、上白金、山田、上之保、武芸川町平、広見地区の6地区。設定を受ける方は、一般社団法人岐阜県農畜産公社外1者です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○27番（日置香君）岐阜県農畜産公社は、田や畑をどのように利用されるのですか。

○22番（加藤政比古君）転貸して、どこかにやってもらうんです。農家の方が直接交渉してはいないと思うんです。行政が中に入って斡旋をして畜産公社との契約をして、農業団体というか上之保の場合は矢倉という所が受け皿になりそれなりの面積を畜産公社に受けてもらっている。矢倉は今までもかなりの面積を引き受けてやっているようです。その地区を指定した契約をしているのなら、その地区を優先的に作付していかなければならず、そこからあふれた地区は、それがやれなくなる。へんぴな所の土地を生かすことによって、平野的な部分が作ってもらえない。その場合はゆずの木でも植えて荒らしていかなければならないというような矛盾した結果になる。行政においては畜産公社に斡旋して転貸してというように実績は出来るかもしれないが、その裏には苦勞をする方もいらっしゃる。自分たちで引き受け手を探さなければならない。最後の農業委員会総会なので、しっかりとその事を伝えて欲しいと頼まれて来た。裏の裏まで見届けて奨励してもらいたい。手厚い配慮をして欲しいと思います。

○議長（佐藤善一君）事務局が答えられないような事ではダメだと思います。今後に向けて継続してやっていけるような返答ができるようにというような要望もあつたと思います。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）頂いたご意見を農業委員会の方としても、良く内容を見て行きたいと思います。

○22番（加藤政比古君）以前に、最初に上之保で出て来たものは、ゆず畑として利用するというもので、自分も最初は転貸という事を知らずに畜産公社だからゆず畑を放牧地として利用するのかと聞いたことがあります。ゆず畑を畜産公社が契約し、ゆず組合が維持管理するというものでした。今回の田畑についても同じですが、農政の格好は付いているが、現実は伴っていないという事を、行政にお願いして辞めていきたいと思います。

○議長（佐藤善一君）事務局どうですか。

○事務局長（西部成敏君）今後に向けてですが、旧郡部の耕作放棄地は早急な課題だと思っております。今後推進委員を含めて、地元でやっていただける方を掘り起こして、農地集約化をこれから今まで以上に努力していきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○23番（土屋尊史君）農畜産公社が中間管理機構にあたるものですか。

○議長（佐藤善一君）担当者が来て説明するということですので、その質問については後でという事で先に次の議案について進めさせていただきます。

次に、議案第6号 農地の買受適格証明に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第6号 農地の買受適格者証明に対する意見について

民事執行規則第33条の規定に基づき、下記農地の買受適格証明願いがあつたので、意見を求めます。

議案は29ページになります

1番の案件 位置図は、46ページになります。

申請地は、大杉地内、大杉公民館の北210mほどに位置する農振農用地区域外である畑2筆271㎡、田1, 626㎡。申請人は、アルミ製、建築用金属製資材の製造業を営んでいる業者で競

売地を取得して、事業用倉庫、作業所として利用したいというもの。競売の入札期間は、平成29年8月2日から8月9日までです。

6月20日に現地確認をしたところ、農地性有り確認しています。

2番の案件 申請地は、1番の案件と同じであります。申請人は、自動車販売業を営む業者で、競売地を取得して、事務所、駐車場として利用したいというもの。

以上2件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○23番（土屋尊史君）1番と2番は同じということですが、現況が違うんですが、どちらが正しいのですか。一部水路ということになると、いろんな規制が出てくると思うんですが、その辺りも含めてどちらが正しいのですか。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）確認します。

○議長（佐藤善一君）先程の質問の担当者が来ましたので、説明してもらいます。

○事務局主任主査（田口旭君）農地の中間管理機構はただの名称です。各県に一般財団とか一般社団法人とかに委託するんです。岐阜県の場合は農地中間管理機構は一般社団法人岐阜県農畜産公社に委託しておりますので、岐阜県農畜産公社は農地中間管理機構となります。

事業は、実際には県はやっておらず各市町村の農務課が窓口を担当しており、関市の農務課は兼務の私と林が担当し中間管理機構の窓口となっております。

○議長（佐藤善一君）農業委員会の総会で質問が出てもすぐに答えられないようではダメです。私達は最後の総会ですが、7月の総会からはこういう事がないように申し伝えておきます。

○事務局一同「たいへん申し訳ありませんでした。」

○議長（佐藤善一君）議案第6号の農地の買受適格者証明に対する意見で、1番と2番の現況が違うという質問についてはどうですか。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）現況地目は畑ということで、1番が間違っておりましたので、訂正をさせていただきますようよろしくお願いします。

○14番（村井由和君）買受適格証明は3条なら分かるけど、5条でもいるんですか。

○事務局主任主査（田口旭君）資金があるかどうか、転用目的があっているか緊急性があるかどうかを総合的に判断し、また落札したら、再度5条の転用を出してもらおう事になっています。

○13番（杉山徳成君）資金があるかどうかということですか。

○事務局主任主査（田口旭君）そうです。

○14番（村井由和君）そうなら、資金があるかどうかの裏付けを出さないと、対応できないです。

○22番（加藤政比古君）形式的に提出する恰好だけではないですか。農業委員会で証明をもらって入札に参加するだけで、資金の有無については何らここには出てきていない。

○事務局主任主査（田口旭君）これを出すには一連の書類を出さないといけなく、資金もその中の一部です。緊急性があるかどうか、転用の目的がその地域に合っているかどうか。

○22番（加藤政比古君）資金があるかないかは、事務局は調べているんですか。

○事務局主任主査（田口旭君）調べていますが、事務局には権限はないので・・・。

○11番（大澤慶一君）事務局は知っているけど、一般には公開しないという事ですよ。

○14番（村井由和君）けどそうであるなら、それを言ってもらわないとね。

○議長（佐藤善一君）農業委員会としては、この資料だけ見て資金の有無などは何も分からない。だから意見も言えないという事です。

○8番（兼村正美）資料がなければ返答ができないので、出しても何もならない。出さなくていいと思うが。

○議長（佐藤善一君）これだけの資料では、証明願があったので意見を求めると書いてあるが、何にも意見を出せないという話ですよ。

○8番（兼村正美）事務局は資料を見てどうですかと聞いても、我々は何も資料を見ていないので、意見を言う事もできないですよ。

○事務局主任主査（田口旭君）担当の農業委員さん印鑑をいただいていますので。これは、買受適格証明だけでなく全ての転用の書類は資金証明やいろんな添付書類がありますが、総会の中では書類は全部出せないけれど、場所やこの様な形でいいかどうかを皆さんに判断して頂きたいです。

○8番（兼村正美）判断はできません。

○事務局主任主査（田口旭君）担当委員さんの印鑑はないです。

○議長（佐藤善一君）担当の委員さんが居ないのなら、皆さんに意見を聞くとっても分からない。

○14番（村井由和君）だからそれだけの事をきちんと言わないと、だめだと思います。

○23番（土屋尊史君）手続き上の書類は出てきておりまので載せましたと初めに言えば、皆さんも納得されると思います。

○事務局長（西部成敏君）やはりこちらの方の説明が不足しておったという事で、事前にこちらで審査した内容を少しお話して審議をするように今後いたしますので、よろしくをお願いします。

○議長（佐藤善一君）今、事務局の説明がありましたが、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○17番（安田孝義君）入札の期日が迫っているんですね。ここで農業委員会で結論を出さないと入札に参加できないという事ですよね。その辺りも考慮してもらわないと、入札出来なくなってしまうので。それと、3条とか5条とかという話ですが、3条で参加する場合は、5反以上持っていないと入札に参加できないじゃないですか。

○14番（村井由和君）3条じゃないですよ。これは5条ですよ。

○事務局主任主査（田口旭君）これは5条ですが、3条の場合はそうです。

○17番（安田孝義君）やっぱり、その辺りもある程度説明してもらおうと委員さんは分かるんですよ。それで、ここで結論を出してあげないと8月の入札に間に合わないですがそれでもいいですかとご教授していただきたいです。

○事務局主任主査（田口旭君）そうですね。ありがとうございます。

○議長（佐藤善一君）入札できないような状況にしてはだめですよ。そのためには分かる説明をしていただいて、皆さんに意見をお聞きするというのが本意です。それもなしに、意見だけ聞いてというのは言いようがないという事です。

○事務局主任主査（田口旭君）説明不足でたいへん申し訳ありません。今回、買受適格証明が出てきました。これに関わらず、事務局は一覧表を作っております。例えば委任状があるか、土地の全部事項証明書があるか、面積が足りるか、資金があるかを全て事務局で確認します。申請後、全て確認して、例えば面積が足りなければ総会を掛けずに直接こちらから断ります。書類が足りなければ、事務局で調整させていただき、もしどうしても総会に間に合わない案件の場合は、総会に上げません。書類が全て揃った案件について、皆さまの意見をお聞きしております。

○議長（佐藤善一君）今の説明で何か質疑出来ますか。もうちょっと皆さんが意見を言えるような資料で説明してください。

○31番（岡田忠敏君）我々は今日で終わりですから、この課題は次に持ち越して新しい人も半分はみえるんですから、そこでしっかりと責任を持ってやっていただくという事で今日は終わっていただけないでしょうか。今度来る人が大事なんです。新しい人を加えて農地中間管理機構の生い立ちから今回の問題も全て勉強会をやっていただくという事で。

○議長（佐藤善一君）岡田委員さんから意見が出ましたが、みなさんはどうですか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤善一君）そういう事で新しい委員さんとそして再任の委員さんとでしっかり入札に受かるような事をしないといけないので、今日は事務局の説明もあまりできないようなふうですが。

○23番（土屋尊史君）事務局の方から今回の書類は不備が一切ございません。皆さんで許可をお願いしますと提案してください。そうしたら可決します。

○議長（佐藤善一君）今日出たものは、今日済ましておいた方がいいので。

○事務局主任主査（田口旭君）買受適格証明ですが、書類は全部揃っておりますので、協議の方よろしくをお願いします。

○議長（佐藤善一君）事務局の方は、書類は全部的確に揃って提出されており、それも事務局で把握しておるので何とか適格証明をここで決めて欲しいという事でしたが、どうですか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、議案第6号の農地の買受適格者証明にご賛同いただけますか。

（「はい」の声あり）

議案第5号、第6号の2件は、原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）報告1号 農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第18条第6項の規定により、賃貸者の合意解約の届出について受理したことを報告させていただきます。議案は30ページになります。

1番の案件 賃借人 神谷時雄。大杉地内の畑2筆1, 283㎡です。合意解約日は、平成29年6月15日です。

以上1件でございます。

○議長（佐藤善一君）以上議案の審議はすべて終了いたしました。

これをもって閉会といたします。ご苦勞様でございました。

午前11時57分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市西神野1665番地

⑩

7 番 関市十軒町4番地

⑩

9 番 関市黒屋3488番地

⑩
